

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和6年 9月 18日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査(総務部関係)

①議案第57号 安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査(消防本部関係)

①議案第65号 訴えの提起について(安芸高田市消防救急無線デジタル化整備
工事請負契約に係る損害賠償請求訴訟)

3、陳情・要望等審査

(1) ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き
上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情

4、その他

(1) 所管事務調査事項について

(2) 所管事務調査 入札業務の執行について

(3) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長 芦 田 宏 治
委員 水 戸 眞 悟
委員 田 邊 介 三
委員 秋 田 雅 朝

副委員長 山 本 数 博
委員 南 澤 克 彦
委員 先 川 和 幸
委員 大 下 正 幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(9名)

市 長 藤 本 悦 志 副 市 長 米 村 公 男

【速報版】

総務部長	新谷洋子	消防長	吉川真治
総務課長	佐々木満朗	消防総務課長	田中真二郎
警防課長	小笠原祐二	総務課行政係長	塚本真樹
警防課通信指令係長	河野円		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	高藤誠	総務係長	日野貴恵
主任主事	山口渉		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 芦田委員長     ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第21回総務文教常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、9月6日開会の本会議において付託のあった2件の議案審査、1件の陳情・要望等の審査を行います。  
議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。  
藤本市長。
- 藤本市長     皆さんおはようございます。総務文教常任委員会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
本日はお忙しい中、当委員会へ御参集、誠にありがとうございます。  
さて、本日は本定例会上程し、本会議において付託となりました2議案について御審議をいただきます。どうかよろしくお願いいたします。
- 芦田委員長     それでは、議事に入ります。  
これより、総務部に係る議案審査を行います。  
議案第57号、安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
佐々木総務課長。
- 佐々木総務課長     議案第57号、安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例について、御説明します。  
説明資料を御覧ください。  
1の改正の背景です。  
記載しているとおり、ここ3年間の情報公開請求の件数は、ほぼ横ばいですが、昨年度以降、多大な文書量の公開を求める請求が増加し、公開決定の期限を延長する件数が急激に増加していることから、適切な事務処理期間を確保するため、公開の決定期間を行政機関の保有する情報の公開に関する法律と同じ期間とするものです。  
次に、2の改正概要です。大きく2点あります。  
1点目は、公開決定等の期間の変更です。  
情報公開請求に係る公開決定期間については、当該公開請求のあった日から15日以内の対応を30日以内に変更します。これにより、延長期間を含むトータルの公開決定の期間を現行の45日から60日に変更します。  
2点目は、条文の一部に誤解を招く表記が見受けられたため、明確に伝わるよう改めるものです。  
次に、3の施行期日です。  
公布の日から施行することとしていますが、公開決定等の期間の変更は令和7年1月1日としています。  
説明は以上です。

○芦田委員長      これより質疑を行います。  
                          質疑はありませんか。  
                          秋田委員。

○秋田委員      今、説明をいただいたんですが、まず改正の背景の中で、公開決定の期限を延長する件数が急激に増えているということで、ここに資料として出していただいております。それは改正前のことなので、これ今から15日が30日とか改正されるわけですが、今まで件数が急激に増えて延長された経緯ですよ。そこんところは、条例がなくても延長されたりしてたんでしょうか。意味が分かりますか。だから条例で15日を30日に延長するんですが、それが既にもう今まで数が多くて延長せざるを得なかったようにこれでは受け止められるんで、そのところあたりの対処はどうされてたんでしょうか。

○芦田委員長      ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
                          佐々木課長。

○佐々木総務課長    これまで改正前の条例では、15日以内までにまず、回答するという、開示をするということでおりました。どうしてもこの期間に開示できない場合については、延長の手续を取って、いわゆる30日トータルで45日以内の中で回答していくと、開示していくということでございます。  
                          説明資料にもありますとおり、これまで延長してきた件数というのが2021年から3件、1件、昨年が13件というような経緯できているという状況でございます。

○芦田委員長      答弁を終わります。  
                          秋田委員。

○秋田委員      分かりましたけど手続を取ってやってこれたということがあるんですよ。だから、延長する場合はね。だけど今度はきちんと条例改正をして、延長することが認められるということでいいんですよ。  
                          であるならば、2番目の改正の概要で特に15日が30日になる部分と1項ですか、12条の3項では45日が60日というふうに延長されるんですが、そこらあたりの日数的な延長日数は少し1項と3項では違うんですが、そこらあたりは経緯としてどのようにお考えになってるんでしょう。

○芦田委員長      答弁を求めます。  
                          佐々木課長。

○佐々木総務課長    これまでも条例の中で延長するということは規定をされておりました。今回、変更をするのは12条の第1項の15日以内のところを30日以内という形で変更するというので今回条例提案をしております。

○芦田委員長      答弁を終わります。  
                          秋田委員。

○秋田委員      では、施行期日のほうで12条の規定が令和7年1月1日から施行ということで、その理由は何かあるんでしょうか。

○芦田委員長      答弁を求めます。  
                          佐々木課長。

- 佐々木総務課長 条例改正を行うわけですから市民、その他、この条例を広く周知する期間が必要ということを考えておりまして、市のホームページそして広報誌等の掲載期間等を踏まえまして、1月1日からということとしております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本委員 この改正条例案、市長命令で改正するようにされたんですか、それとも職員提案のほうでこの条例改正案が出されていったんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 先ほどの御質問ですけれども、提案については職員のほうから上がってきましたけれども、最終的には課内、部内でしっかり議論をして、私が最終的に上程するという判断を下しました。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 12条の第1項を15日を30日にされたんですけど、ちょっと時間を要する場合は2項で30日にしてもええと、こういうふうになっておりますよね。それをあえて1項で請求があったら、もういきなり30日にするという改正になっとるんですよ。できるものは15日でよかろう思うんですが、そこは2項で対応できると思うんですけど、なぜ1項を同じように30日に延ばされるんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木総務課長 あくまでも15日以内に処理できるものにつきましては、これまでどおり15日で処理をしていきたいというふうに考えております。ただ、公開決定の延長をする際には延長の手续というのが必要になってまいります。公開決定等の延長通知書を作成する事務に係る作業量、そういったところを減らして、その分公開決定に向けての事務に注力したいというふうに考えております。  
繰り返しになりますが、準備が整い次第、開示をしているということですので、決して期限まで引っ張るというものではございません。極力期限の延長を行うことなく事務処理をするよう真摯な対応を心がけてまいりたいというふうに考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本委員 市が考えるのは、今の理由でしたら1項そのままでも十分じゃ思いますよ。できるものは15日以内に出す言われましたですね。これが30日に変わったら、30日までにしなきゃあええというスタンスに誰もがなるんじゃないんですか。ですから、一般的に出せるものは15日に出せるいうて今答弁されたんですけど、これが元は30日に延びたら15日というのは頭から消えて、ほとんどが全部30日以内になってくるというふうに思いますけど、どうやって15日を守るんですか。

出せるものは15日以内に出す言うて、今答弁がありましたよね。15日をどうやって守るんですか。他の職員が読んだら、30日じゃのに課長さん、何で15日以内に出さんにやいけんのですかいうていうふうになってくると思いますが、その補正はどうするんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 15日を30日に規定すると人間の感覚で言うと30日のほうに流れるんじゃないかという御質問だと思います。ただ、事務量が請求件数も多くなっただけということもありますし、うちの職員も本当に必死に15日以内に発送するように頑張ってくれてます。夜遅くまでやってますけども、やはり対応できなかったときにさっきもあったように、延長の手続するときにはやっぱり1日、2日がかかります。そうなるとうちの事務のほうに本来まとめなければいけない時間を取られてしまうということで、職員も本当にそこは頑張ってくれてますんで、15日になったから、30日になったから30日を限度にやる仕事をするような職員ではありません。15日にまとめて出すように頑張ってくれますんでそこはもう信じてもらえないと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 情報公開条例の目的は、開かれた市政の実現というのを目的に書いてあるんですね。行政文書の公開を求める市民の権利及び行政文書の公開をすべき市の義務を明らかにすると書いてあるんです。それを受けて、請求があったら15日以内に出しますよいうて、市は姿勢を示した。ですが今度、藤本市政に変わったらちょっと手続がいるんで、15日をこらえてください、30日にさせてくださいということに今言われるような中身になっておるんです。ということは、藤本市政は今始まったばかりなんで、この始まったばかりで文書の情報公開条例の目的に対して、日にちを延ばすということを言っておられるんで、全国的に公開ということが随分叫ばれたんも、年もたつとる中で、公開に関しては後退すると、藤本市政は後退するというふうにしかな受け止められんのですよ。

そりゃ職員が出すのに時間がないけえ、とにかく大変なんじゃという意見はその職員の立場に立てばそうかのうということになりますけど、市の姿勢からいうたら、情報公開が後退するというふうには見えんのですけど、そこはどうお考えですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 日数の関係でいうと15が30になるということで確かに後退というふうには捉えられると思うんですけども、例えば、15日ぎりぎりでも間に合わんかって延長しなければいけなかった案件を確実に15日以内に発送できるようにするというので、その用意をできるというふうには捉えてもらえれば決して15日を30日にするという思いではやってませんので職員のほうも、15日にむしろ2023年という13件延長した件が少なくなる

ような展開に持っていけるようにこの改正で有効にやっていきたいなと思っております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 市長の答弁も分からんでもないんですが、今の広島県内の市町で15日を30日に変えたような自治体は何自治体あるんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 変更したかどうかということとはちょっと分かりませんが、30日としているところは2町ございます。世羅町と坂町の2町が30日でございます。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 私が調べましたら安芸高田市周辺の自治体はみんな15日なんです。広島市も北広島町も三次市も15日なんです。ここへ住んでる市民は隣接した市町が、あんたんとこ何日いうて必ず問い合わせたりするのは通例なんですけど、そうしたときに安芸高田市は30日、文書が多い場合は60日、よその町より延長をしてやるいうところが市民に認められるところはあるんでしょうか。

隣接市町が15日になっとるんですよ。延長の場合は30日になっとるんですよ。そこらはどういうふうにお考えですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 山本委員おっしゃることは確かに非常によく理解できます。しかし、安芸高田市の実態を見ますと現在、延長件数が13件と2022年度は1件、急激に延長した件数が増えております。

この延長を経ることで先ほど市長のほうも申しましたが、延長の手続の時間がかかります。私は市民の方に情報公開請求された文書を出す時間がこの延長を経ないことで、かえって日数が減るんじゃないかと考えています。それで市民のほうのサービスも向上できるものと考えます。

したがって、この延長を15日以内を30日にする。30日以内に発行するように心がける。できたものがすぐ公開するようにするという原則として、この改正のほうを提出をさせていただいたところです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 随分、手続に時間がかかるように言われるんですが、どういった手続で、どのように時間がかかるのか説明してみてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

塚本行政係長。

○塚本総務課行政係長 延長の手続をする際には公開決定等延長通知書というものを作成し相手方にその内容、延長する期間、延長の理由を記載した通知書のほうを送付することになります。そのために一旦、また内部での起案、決裁を受けた後に公印をつけて通知書のほうをお送りして延長しますというこ

との手続が発生してくるということで、これの手続について事務の手数がかかるということになっております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 どうも要は必ずそれが延長理由考えにやいけんし、それで延長する理由を内部で協議せにやいけんし、それには時間がかかるんです。それから通知しよりゃあ随分時間が要るんですという言われたような気がするんですが、持ち回りにして請求があった日に担当課というのはその内容がどうかいうのは分かると思うんです。

それで上層部へ相談するという、そんな相談せんにやいけんような中身がしょっちゅう公務であるんでしょうか。

あと、70の件数についてどういった案件があったのか分類ごとに後で、この後質問しようと思いますが、かかる時間をもうちょっと正確に教えてください。

1週間くらいかかるんですか、その協議の中で。

○芦田委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 請求される内容によってその時間というのは変わってまいります。まず請求をされますとそちらの対象文書の特定というところになります。これが手元にあるかもしくは書庫にあるか、まずそちらのほうの特定に当たります。それから行政文書の中に非公開情報があるかないかというところを今度は目視で確認をしていくという形になります。

また、公開請求者以外の者の、いわゆる第三者に確認しなければならないというようなこともありますので、そうなりますと通知でその情報公開してもよろしいかどうかというような手続も生じてまいります。一概に何日かかるというのが言えないのが実態でありまして、あくまでその請求に応じて、個々に対応しているということでございます。

あとは持ち回りという先ほどございましたけど、今、電子決裁になっておりますので、持ち回りというよりも口頭でこの案件について決裁をしてもらえないかというようなことで事務处理的には電子で行っておりますけど、極力決裁がスムーズになるような内部的な手続というのは行っているということでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 第2項に事務処理上の困難いう表現があるんですね。延長する理由の中に事務処理上の困難、これに該当する場合は30日以内に限り延長することができるというように書いてある。今、答弁された内容がこの事務処理上の困難に該当するかしらないか、その判断をするのに時間がかかるんでしょうか。今みたいに言われたら、これはあちこち照会したりなんかせんにやいけん事案じゃのうと、そういうことをそれを理由に延ばさせてくださいと通知をすることはできるんじゃないかのうというふうに思うんです。

けど、この事務処理上の困難いう中身を箇条書にでもして職員がぱっとこれ該当するんじゃないのかないうのはないんでしょうか、それとも考え方をちょっと示してもらいたいんですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 一般的に事務処理上の困難、その他正当な理由があるというような解釈でございます。実施期間、市のほうが公開請求に対しまして、公開請求があった日の翌日から起算して現在では15日以内に公開決定等をするようになっております。誠実に努力しても当該期間内に公開決定をすることができない合理的な理由がある場合が正当な理由があるという形になっております。

具体的には公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、先ほど申し上げましたが、当該第三者の意見聴取等のために相当の日数が必要な場合であり、期間内に公開決定を行うことができない、困難であるということが1点ございます。

あと、公開請求に係る公文書等が大量にあり、その全てを検索し、内容を精査して期間内に公開決定等を行うことが困難である場合、また、公開請求に係る公文書の内容が複雑であるため判断に相当の検討の時間を要し、期間内に公開決定を行うことが困難である場合。そういったものが事務処理上の困難、その他正当な理由に当たるといふふうに解釈をされております。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど来、時間を要するという話の中では、今の延長決定する公開の理由ですね。先ほど言われた部分の中に入るんじゃないですか。ということは、別段、1項を変えんでも2項で十分対応できるように思えるんですけど。

それじゃあ、意見もちょっと加わったんですが質疑になってないんで、それではこの70件、23年に70件、21年度53件とか件数が出てますけど、この要求ですね、要求については通常の事務ですね、税務課で言ったら課税事務ですよ。課税事務みたいな通常の事務へこういう請求があったのか、それとも、石丸市政に対して議会等の中でのやり取りの中で執行されたものについて問合せがあったのか。市政の中の執行の中であって、通常の事務と石丸市政の中で請求あったものと分類したらどうなるんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 どのような請求内容があったかということだと思いますけど、詳細なことは申し上げられませんが、例えば議会事務局の議事録の公開請求でありますとか、工事関係の契約関係、あとは裁判関係そういったものでございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南 澤 委 員      まず、条例のほうの確認をさせてください。12条で1項は公開請求があった日から15日ということで、先ほど山本委員の質問にもありましたが、2項で事務処理上困難、その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができるという2項の解釈は15日プラス30日という解釈でよろしいでしょうか。

○芦 田 委 員 長      答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長      委員おっしゃるとおりでございます。

○芦 田 委 員 長      南澤委員。

○南 澤 委 員      では、説明資料の改正の背景の中にある2023年度、請求件数70件のうち、延長件数13件、この13件というのは15日をオーバーして45日以内に公開ができた件数という理解でよろしいでしょうか。

○芦 田 委 員 長      佐々木課長。

○佐々木総務課長      そのとおりでございます。

○芦 田 委 員 長      南澤委員。

○南 澤 委 員      では、延長の13件のうち多大なる文書量の公開あるいは著しく大量であるためというふうに条例のほうで書いてありますが、この量を最低で、延長した件数のうちの一番少ない枚数そして最大、一番多い枚数、そして平均値、この3点をお伺いしたいと思います。

○芦 田 委 員 長      答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長      最低のほうにつきましては、文書量が2枚です。最高のほうが1,039枚です。

〔発言するものあり〕

○佐々木総務課長      算出しておりません。

○芦 田 委 員 長      南澤委員。

○南 澤 委 員      平均値のほうは今、出てないということだったので、もう1点お伺いします。

15日を超えて45日以内が13件ということなんですけれども、平均が出てくるかどうか分からないんですが、おおよそ何日ぐらいで出せているのか、これが30日に延長されたときにどれくらい延長手続の作業量が減るのかというところを確認したいと思ってお伺いします。つまり30日から32、3日で返せてるものがあればそれは延長の手続をしなくて済むようになると思うんですけれども、30日以内で返せてるものの件数をお伺いしたいと思います。

○芦 田 委 員 長      佐々木課長。

○佐々木総務課長      延長期間9日というのが1件ございました。そして延長が15日、これが1件ございました。延長16日が1件、そして30日延長したのが10件という形になります。

ですから、委員が御質問された件で言いますと、当初15日延長した場

合で言いますと2件から3件が昨年の例で言いますと延長の手続を取らなくても対処できたという形になります。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 すみません、改めて確認しますが、この13件中今回のような条例改正を行えば3件は延長手続をしなくて済むという答弁だったと理解したんですけどそれでよろしいですか。

○芦田委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 そのとおりでございます。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 もう1点、改正文の条例15条第1項及び2項の本文で、先ほど課長の御説明の中では誤解を招く表現があったためそれを改めるという説明だったかと思うんですけども、どういった誤解があったのでしょうか。

○芦田委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 まず、条例の第15条第1項のところでございます。公開請求に対して手数料がかかることを明確にしております。これまで公開請求を行っても例えば、取り扱う案件がなかった場合、開示請求をするものを案件がなかったという形で例えば返す場合がございます。そのときには相手方が請求したものに対してものがないんですけど、ないという行政文書を返すんですけど、それに対して請求されたものがなかったということで手数料を頂かなかったというようなこともございましたので、改めて公開請求をしたことに対して手数料がかかるということを明確に表記をしております。

第15条第2項では、行政文書の写しの作成及び送付に要する費用が前項に規定する額を超えないときは徴収しないという記述しかございませんでした。こういった場合の記載がなかったため、このたび、その点を明確に条例の中に明記したということでございます。

○芦田委員長 ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 請求件数のうち延長件数が多くてということでした。過去の請求件数を見たときに令和2年度、2020年度ですね、それと令和2年度が69件で、平成30年度が77件、平成29年度85件、平成28年が62件の請求件数があるんですけども、これらの延長件数を教えてください。

○芦田委員長 田邊委員。

○田邊委員 もう一度年数を言います。令和2年度69件、平成30年度77件、平成29年度85件、平成28年度62件、これらのうちの延長件数をお願いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 すみません。今ちょっとこちらに持ち合わせてるのが、2020年度以降の数字であれば持ち合わせております。ですから、今の28年とか29年というところはちょっと申し訳ないですが、持ち合わせておりません。

- 芦田委員長 田邊委員。
- 田邊委員 この数字を出していただくことで、今持ち合わせてないだけで調べればあるということですよ。これ何が言いたいのかというと請求件数が、延長の件数が特別に伸びたというお話でしたが、これは一時的なものなのかどうなのかというところがちょっと知りたくて、過去、同じような70件ぐらいの請求件数のうち延長されたものがどのくらいかというのを知りたいので、できればこの数字は上げていただきたいと思います。今、ないということなのでちょっと違う質問をしたいんですけども、現状45日が最大件数でということでした。45件で間に合わなかったということはあるんでしょうか。
- 芦田委員長 佐々木課長。
- 佐々木総務課長 45日ですね。去年の例で言いますとそれはございませんでした。
- 芦田委員長 ほかに質疑は。  
〔発言するものあり〕
- 芦田委員長 一問一答なので、資料請求のほうは下げて今、質問されたんですよ。
- 田邊委員 資料請求はしたいと思うんですけども、先にちょっと聞きたいことをまず聞いて、資料請求をしたいなと思ったんですけども、その手順でよろしければちょっと質疑を続けさせていただきたいです。
- 芦田委員長 暫時休憩します。  
~~~~~○~~~~~  
午前10時38分 休憩
午前10時41分 再開
~~~~~○~~~~~
- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。
- 南澤委員 南澤委員。  
資料請求について1件追加をお願いしたいと思います。
- 芦田委員長 先ほど質疑をしました多大な文書量あるいは著しく大量であると表現がどの程度の数量を表すのかを確認したいので、延長になった件数の文書量の平均値をお願いしたいと思います。
- 芦田委員長 先ほどの田邊委員と南澤委員の資料についての回答に20分を要するということですので、今から11時5分まで休憩とします。  
~~~~~○~~~~~  
午前10時42分 休憩
午前11時05分 再開
~~~~~○~~~~~
- 芦田委員長 休憩を閉じて、再開します。  
答弁を求めます。
- 佐々木総務課長 佐々木課長。  
まず、田邊委員の質疑のほうに御回答させていただきます。  
令和2年、延長件数が2件、平成31年、ゼロ件、平成30年、4件、平成29年、ゼロ件、平成28年度、1件でございます。

続きまして、南澤委員の御質疑にお答えをします。

まず、私のほうが最小と最大の数を申し上げたというふうに思います。2枚から1,039枚ということで申し上げております。これは片面ということで御理解をいただければと、コピー用紙片面ということです。

こちらの平均でございます。片面で278枚、これが平均でございます。以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今年度、前政権のときに情報公開請求が増えた部分もあるのかなというところで、今年度ここまでのところで請求件数がどの程度になっているのか、また延長があればその件数も教えてください。

○芦田委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 2024年度、今年度の件数でございます。現在把握している件数としましては、請求件数が60件でございます。このうち延長を行った件数が4件ということでございます。昨年の同時期と比べますと、昨年も4件の延長がありまして、現時点でも4件、同数の延長があるという状況でございます。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 公開決定期限、要は15日で間に合わなかったら最大45日になりますよというところなんですけど、先ほどお伺いしたところ、45日を間に合わなかったものはないということでした。となると今回、変更予定の45日以内を60日以内とするというところが、60日以内にする必要がないんじゃないかと思うんですけども、この具体的なこれを45を60にする理由といいますか、今、そこに不具合がないんだったら問題ないと思う、もしこういったところで不具合があるので変えなきゃいけないんだという理由があればそこを教えてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 こちら事務に当たっている職員につきましては、公開請求事務だけの従事ではなくほかの事務にも従事しております。間に合わせる努力というのはそれぞれ担当がしておりまして、場合によっては延長させないということでやむなく時間外勤務で対応しているというようなこともございます。

あとは45日の中には当然、土日、祝日、祭日も含まれているということで、その期間というのは作業をしておりますので、間に合わせるということは先ほどの繰り返しますが、時間外対応でやっているというような実情がございます。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほどの答弁に関して情報公開請求が増えているということに関して、

時間外がどの程度増えているか定量的な把握というのはされてますでしょうか。

○芦田委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 時間外をする場合には理由を記載するようにしております。その情報公開請求について記載されたものがあるかないかというところについて、ちょっと把握はできておりません。時間外の事由も日中、勤務時間内に情報公開請求に関する事務をして、その他、時間外のほうで他の業務をやるという場合もございますので、ちょっと把握というのはちょっとできてないというのが実情でございます。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 近隣市町と比べてという部分で考えてみると先ほど答弁であった最初の日数ですね。そこが30日というのが世羅町と坂町だけというところで、県内の市町を見るとほかの市町全て15日以内というところで、今回、安芸高田市は30の60にするというのは、どちらかというところと少数派になってしまうのかなと。実際、事務手続が大変だという理由はよく分かるんですけども、ほかの市町も当然情報公開請求等はあるわけで、安芸高田市が15の45だと厳しい理由というのは何かあるのか、単純に事務手続というのは分かるんですけど、それ以外に何か安芸高田市がこういった状況なのでできないという理由があれば教えてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 できない理由といたしますか、ここ近年、ネットを通じて安芸高田市が全国区になったというところもございます。そういったことによりまして、市内はもとより県外からも請求が来ているというような状況がございます。他市と違う、近隣の他市町と違うというのはそういった点があるのかなというふうに認識をしております。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 情報公開請求70件のうち市外の請求件数をお伺いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 市外の件数は3件でございます。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 2023年、請求件数70件のうち安芸高田市外、県外も含めての件数をお伺いします。

○芦田委員長 佐々木課長。

○佐々木総務課長 3件でございます。すみません。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木総務課長 27件でございます。

- 芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
討論がありますので、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。  
山本委員。
- 山本委員 討論に参加し、反対の討論を述べます。  
本条例は、市民に対する知る権利の保障、市の説明責任、これらのことを網羅して公開すべき市の義務を明らかにする条例であります。  
公開請求者の交付の日を15日を30日に延ばすと、こういう行為は、開かれた市政を行う上でも後退する内容になると思います。  
市民に不利になるような改正になると思いますので、この条例改正案には反対いたします。  
以上で終わります。
- 芦田委員長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
水戸委員。
- 水戸委員 本条例の改正案について賛成の討論を行います。  
る意見交換はありましたが、請求事項に対する事務処理案件にもありますが、その手続に相当の事務量を要すると伺いました。そう想定できますことから、可能な限り迅速な処理を務めていただくとともに、市民に対する説明を十分に行い、市民の理解を得ることを申し添えて、賛成の討論とします。
- 芦田委員長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。  
田邊委員。
- 田邊委員 反対の立場で討論いたします。  
まず、この情報公開条例についてその目的としましては、市政に関する情報に係る市民の知る権利及び市の説明責任に鑑みとあり、また、もって開かれた市政の実現に資することを目的とすると書いてあります。  
確かに情報公開請求等事務作業が増えているという部分は分かるのですが、延長するのを30日または60日とする理由が先ほど答弁を聞いていても根拠としては正しいのかどうか不透明だと判断しました。  
また、一番感じる部分は45日以内にこれまでできているものを60日というふうに約2か月になってしまうわけで、情報を求める方にとってはこれは不利益になると考え、情報の透明化が叫ばれる昨今、こういったところを時代に逆行するおそれがあると考え反対とさせていただきます。
- 芦田委員長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
秋田委員。
- 秋田委員 賛成の立場で討論を行います。  
いろいろ質疑等もございましたし、いろんな請求件数等もお伺いはした中で、まずは本当に多大な事務量、これに対応すること、これは本当に事務量、事務として大変なことだというふうに認識できました。

日数の延長をすることによって市民に対してきちんと公開請求に対して、情報公開ができる仕組みをきちんとつくる上においては、やっぱり今は日数を延長することは必要ではないかという判断がいたしております。

何はともあれ、これはあくまでも市民に対しての情報公開は必要だということを考えた中で判断が必要ではないかということで、私はこれは改正をするべきだという認識で賛成討論とさせていただきます。

○芦田委員長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

南澤委員。

○南澤委員 反対の立場で討論をいたします。

質疑の中で、15日の公開期限を15日間延ばして30日とすることによって延長手続の作業量の軽減が図られるという説明がありましたが、質疑の結果、昨年度の13件中該当するものは3件と、効果がそれほど大きく変わるものではないというふうに認識しました。大変な作業量を公開請求件数が増えることによって作業量が増えている状況は認識していますが、県外から注目を集めている状況も今後推移を見ながら、また、件数が減らないようでしたら改めて判断をすべきというふうに考えまして、今回、本条例の改正案については反対といたします。

以上です。

○芦田委員長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

大下委員。

○大下委員 賛成の立場で討論をさせていただきます。

今までの前市長の政権の中での件数が増えとるという状況もある中で、答弁の中には15日以内での対応はできるものはするという答弁がありました。それをもって、やはりもう職員のことを考えれば、やむを得ず、この件数が多い場合30日いうことで決められたんだというふうに思いますが、できる限り15日以内で対応してもらうようお願いをして、賛成の討論といたします。

○芦田委員長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○芦田委員長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○芦田委員長 賛成討論なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第57号、安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○芦田委員長 起立少数であります。  
よって、本案は否決すべきものと決しました。  
以上で、議案第57号の審査を終了します。  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
これより、消防本部に係る議案審査を行います。  
議案第65号、訴えの提起についての件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
小笠原警防課長。

○小笠原警防課長 本案は、平成25年に締結した安芸高田市消防救急無線デジタル化整備  
工事請負契約に関し、談合を行った株式会社富士通ゼネラルに賠償金を  
請求したところ、請求を拒否されたため、訴えを提起するものです。

説明資料を御覧ください。

訴えの相手方につきましては、記載のとおりです。

請求金額は1億718万9,280円で、金額の内訳については、請負契約約  
款に基づく請負金額の20%、9,744万4,800円に対し、弁護士費用として  
10%を加算した額になります。

次に、経緯について説明します。

平成25年度に本市が発注した「消防救急無線デジタル化整備」に関し  
まして、国内の無線機器製造・販売業者5社が受注価格の低落防止等を  
図るため、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できる  
よう協力する旨を合意した行為が認められ、平成29年2月2日に公正取引  
委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令が行わ  
れました。

無線機器製造業者5社のうち、株式会社富士通ゼネラルは、この命令  
を不服として平成29年8月に取消訴訟を提起しておりましたが、令和6年  
3月21日付で最高裁判所は、上告を棄却し上告審として受理しない旨の  
決定をし、株式会社富士通ゼネラルの敗訴が確定しました。

株式会社富士通ゼネラルは、本件契約の下請で無線機器などの製造納  
入を行ったもので、本件契約は公正取引委員会が示した課徴金の算定対  
象に含まれておりました。

本市の対応として、株式会社富士通ゼネラルの敗訴確定を受け、本件  
談合による損害の賠償を株式会社富士通ゼネラルに対して請求したとこ  
ろ、賠償を拒否したため、損害賠償を求める訴えを提起することについ  
て、議会の議決を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

- 南澤委員。  
○南澤委員 同じように訴える先の企業を相手に、訴えを提起するような自治体と  
いうのはありますでしょうか。  
○芦田委員長 答弁を求めます。  
小笠原警防課長。  
○小笠原警防課長 他市の状況ですけれども、請求をされる自治体もあれば、請求をされな  
い自治体もあります。  
以上です。  
○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論なし〕  
○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議案第65号、訴えの提起についての件を起立により採決いた  
します。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕  
○芦田委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第65号の審査を終了いたします。  
ここで、執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~○~~~~~

- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、陳情・要望等の審査に入ります。  
「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負  
担率の引き上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情  
について」の件を議題といたします。  
陳情書の内容について事務局より説明をいたします。  
高藤事務局長。  
○高藤事務局長 それでは、陳情・要望等の説明をいたします。  
この件は、広島県教職員組合山県・安芸高田支区委員長名で提出があ  
り、令和6年8月23日付で受理しています。  
学校現場においては、課題が山積している中、豊かな子供の学びを保  
障するための条件成立は不可欠として、2025年度の政府予算編成に向け、  
中学校、高等学校での35人学級を早期に実施すること、加配教員の増員  
や少数職の配置増など、教職員定数改善を推進すること、自治体で国の  
基準を下回る学級編制基準の弾力的運用実施ができるよう、加配の削減

は行わないこと、教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、改善に必要な財政措置を講じること、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることにについて国に対して意見書を提出するよう陳情されております。御協議のほうよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 意見等ある方は発言をお願いします。

南澤委員。

○南澤委員 現在の教育現場を取り巻く状況は、この訴えのとおりだと思います。したがいまして、本件採択すべしと考えます。

以上です。

○芦田委員長 ほかに意見はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 この意見書の案の中にも書いてございますように、現在の学校の状況では学校の働き方改革ですか、ここらあたりものすごく課題があったり、あとは教員の人数等もやはり課題があるんじゃないかということで、意見書の内容に対してこれは取り上げるべきだというふうに私は思います。

○芦田委員長 ほかに意見はありませんか。

〔意見なし〕

○芦田委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了します。

それでは、「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の件を起立により採択いたします。

本件を、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数と認めます。

よって、本件は採択することに決しました。

日程を追加して、意見書の提出についてを議題といたします。

先ほど採択された陳情は、国へ意見書提出を要請する内容ですので、意見書を提出することといたします。

意見書の内容については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 提出者については、委員皆さんが賛成ですので、委員会として提出いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

所管事務調査事項についてを議題といたします。

本件に関しては、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、南澤委員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時36分 休憩

(南澤委員退場)

午前11時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
所管事務調査事項につきまして、1件の申出が出ております。  
申出者に説明を求めます。  
山本数博副委員長。

○山本委員 調査目的のところに書いておるんですけど、市民から議会に提出された調査要望書の内容を見ますと、その執行方法が適正かどうかについて疑義があります。

そうしたことから、業務の執行方法等の経緯について調査を必要と思ひまして、この申出書を出させていただきました。

調査事項は、具体的に説明を求める内容に記載させてもらったとおりです。

以上です。

○芦田委員長 ただいまの説明に対し、意見はありませんか。  
水戸委員。

○水戸委員 具体的に説明を求める内容のところの1、4、5、9、14、15とありますが、これに限定された理由があればお聞かせいただきたい。

○芦田委員長 山本数博委員。

○山本委員 要望書の裏側にそれぞれ事業が記載してあります。この中で、気になるところは、参考見積金額を取って落札額が、契約額がその額で契約されているというところで、同一業者が落札しとるんですが、参考見積書と計画額はイコールというところにちょっと疑義を感じております。

その関係というのが1番、金額の大きいものをちょっと挙げさせてもらったんですが、1番の事業、4番の事業、これ見積りを取ってやっております。

もう1つは、見積りを取ってない事業で、設計金額と契約金額がイコールだと。これもなぜ設計金額と契約金額がイコールなんだというところに疑義を持ちまして、9番は見積り出てるんですけど5番と14番、15番、金額大きいんで参考見積りを取ってませんけど、設計額と落札額が同額と、こういうところでなぜこういった現象が起きたのかということについて、事務執行の経過過程でそこら辺を明らかにしていくべきじゃないかと思ひまして、この6事業を挙げさせていただきました。

以上です。

- 芦田委員長 水戸委員。
- 水戸委員 今、説明はいただいたんですけども、それ以外の事業においても見積金額と同額というのは随分ありますよね。これは今後の調査の過程において、1、4、5、9、14、15プラスアルファの例えば調査内容によっては、ほかの事業にも関わって調査内容が波及してくるというふうにも考えてよろしいのでしょうか。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 そのとおりになろうと思います。
- 芦田委員長 水戸委員。
- 水戸委員 いいです。
- 芦田委員長 ほかに意見はありませんか。  
〔意見なし〕
- 芦田委員長 意見なしと認めます。  
お諮りします。  
それでは、先ほど申出のあった入札業務の執行についてを本委員会の所管事務調査として取り扱うことに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕
- 芦田委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。  
次に、実施についてはいかがいたしましょうか。  
田邊委員。
- 田邊委員 調査期間が令和6年第3回定例会閉会までというふうになっておりますので、本日実施できればと思います。
- 芦田委員長 お諮りします。  
先ほどの所管事務調査について、本日行うことに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕
- 芦田委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。  
それでは、ただいまより、会議規則第103条の規定により、議長に所管事務調査を行う旨の申出をいたします。  
以上で、所管事務調査についてを終わります。  
ここで、11時55分まで休憩いたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前11時43分 休憩
午前11時55分 再開
~~~~~○~~~~~
- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
休憩中に、議長に所管事務調査を行う旨の申出をいたしました。  
ここで、日程の追加についてお諮りいたします。  
先ほどの所管事務調査を実施するため、日程に追加し、議題としたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕

- 芦田委員長 異議なしと認めます。  
よって、所管事務調査「入札業務の執行について」の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。  
それでは、入札業務の執行についての件を議題といたします。  
皆さんから御意見等ありましたら発言をお願いします。  
山本委員。
- 山本委員 調査要望書の内容を見ますと、業務の執行方法等の経緯について調査を行う必要があると思います。  
以上です。
- 芦田委員長 ほかに御意見はありませんでしょうか。  
田邊委員。
- 田邊委員 調査目的等を見たときに、やはり参考見積金額と契約金額が同一のところという部分もあり、その経緯等を調査する必要がある、また執行部の聞き取りだけでは分からない部分もあると思うので、適切な資料を提出いただいて、しっかりと調査すべきと考えます。
- 芦田委員長 ほかに御意見はありませんでしょうか。  
〔意見なし〕
- 芦田委員長 以上で、入札業務の執行についての所管事務調査を終わります。  
続いて、閉会中の継続調査についてを議題といたします。  
皆さんから閉会中の調査事項について、御意見を伺いたいと思います。  
意見はありませんか。  
今、事務局のほうから資料をお配りしております。すみませんでした。  
皆さんから閉会中の調査事項について、配付資料を基に御意見を伺いたいと思います。意見はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 現在、調査中の入札業務の執行について、執行部からの説明や資料が必要と思います。したがって、この入札業務の執行について、引き続き閉会中にお願いしたいと、やっていきたいというふうに思います。
- 芦田委員長 ほかに意見はありませんか。  
〔意見なし〕
- 芦田委員長 それでは、先ほど御意見をいただきましたとおり、別紙一覧を継続調査事項として、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕
- 芦田委員長 異議ありませんので、さよう取り計らせていただきます。  
よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。  
ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩
(南澤委員入場)

午後 0時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
その他、皆さんから何かございませんか。  
〔意見なし〕

○芦田委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。  
なお、本日の委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言願います。  
〔委員長一任〕

○芦田委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきますと思いますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕

○芦田委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって、第21回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時01分 閉会